

広島県告示第四百三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第三項の規定によって、昭和三十五年広島県告示第八百四十一号（漁船損害補償法による加入区の指定。昭和四十年広島県告示第七十五号「漁船損害補償法による加入区の変更」で一部改正。）で指定した加入区の一部を次のように改正する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

「下蒲刈」

地蔵 下蒲刈町のうち字下島区 を

向 蒲刈町のうち大字向 へ

「下蒲刈町」 下蒲刈町、蒲刈町のうち大字向」に改める。